

寝屋川市三世代定住支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 寝屋川市三世代定住支援補助金(以下「三世代定住支援補助金」という。)の交付については、寝屋川市補助金等交付規則(平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 義務教育修了前の児童(母子手帳等で出産の予定が確認できる胎児を含む。以下「児童」という。)及び当該児童の親権を行う者(児童が出産前の胎児の場合は、出産後に親権を行うこととなる者。以下「父母」という。)を構成員に含む世帯で、父母の父又は母(以下「祖父母」という。)を構成員に含まない世帯をいう。
- (2) 祖父母世帯 祖父母を構成員に含む世帯で、児童及び父母を構成員に含まない世帯をいう。
- (3) 同居 寝屋川市の区域内(以下「市内」という。)に存する同一の住宅に居住することをいう。
- (4) 近居 子育て世帯及び祖父母世帯が市内に存する別の住宅にそれぞれ居住することをいう。
- (5) 三世代世帯 子育て世帯及び子育て世帯と同居又は近居をしている祖父母世帯を合せた世帯をいう。
- (6) 取得住宅 子育て世帯及び祖父母世帯が近居又は同居をするために、新築若しくは増築(同一敷地内で既存の住宅と離れて別棟の住宅を建築する増築に限る。第4条第2項、第5条及び第6条第1項第1号において同じ。)又は購入により取得した市内の住宅をいう。
- (7) リフォーム工事 住宅の機能向上のために行う修繕、改築、増築(既存の住宅と一体となるように当該住宅の延床面積を増やす増築に限る。第8条第1項第1号において同じ。)、模様替え、補修、改造又は設備改善のための工事をいう。

(補助金の交付等)

第3条 寝屋川市は、若年層の流入及び子育てに適した環境づくりを促進し、若年層の市内への定住を図るため、取得住宅の取得に要した経費の一部又は同居をするために行った市内の住宅のリフォーム工事に要した経費の一部に充てるため、予算の範囲内において、三世代定住支援補助金を交付する。

2 三世代定住支援補助金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅取得補助金
- (2) リフォーム補助金

(交付対象世帯及び交付対象者)

第4条 三世代定住支援補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する三世代世帯とする。

(1) 三世代定住支援補助金の交付申請の日において、三世代世帯の構成員の全員が、3か月以上継続して、住宅取得補助金の交付の対象となる取得住宅（子育て世帯と祖父母世帯が近居をしている場合において、子育て世帯又は祖父母世帯のいずれかが取得住宅以外の市内の住宅に居住しているときは、当該世帯については、当該取得住宅以外の市内の住宅）又はリフォーム補助金の対象となるリフォーム工事を行った住宅に居住し、かつ、寝屋川市の住民基本台帳に記録されており、今後も当該住宅に居住することが見込まれること。

(2) 三世代世帯の構成員の全員が別表に掲げる市税等を滞納していないこと。

(3) 三世代世帯の構成員の全員が寝屋川市暴力団排除条例(平成25年寝屋川市条例第20号)第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(4) 三世代世帯の構成員の全員が当該三世代世帯の同居又は近居について過去に当該補助金の交付申請を行ったことがないこと。ただし、近居のために住宅取得補助金の交付を受けた三世代世帯が同居のために取得住宅についてリフォーム工事を行う場合は、1回に限り、リフォーム補助金の対象となるものとする。

(5) 子育て世帯及び祖父母世帯が、住宅取得補助金についてはアに、リフォーム補助金についてはイに掲げる要件に該当すること。

ア 寝屋川市結婚新生活支援補助金交付要綱(平成29年4月1日制定)に基

づく住宅取得に係る補助金(以下「結婚新生活住宅取得補助金」という。)の交付の対象となる世帯として、過去に当該補助金を受けたことがないこと。

イ リフォーム補助金の対象となるリフォーム工事を行った当該住宅について、結婚新生活住宅取得補助金交付の対象となる世帯として、過去に結婚新生活住宅取得補助金を受けたことがないこと。

2 住宅取得補助金の交付の対象となる者は、三世代定住支援補助金の交付の対象となる世帯の構成員のうち、当該取得住宅の所有者として登記されている者であって、当該取得住宅の取得に係る新築若しくは増築に係る建築工事の請負契約又は売買契約を締結したものとする。この場合において、交付の対象となる者が2人以上あるときは、代表者1人が申請するものとする。

3 リフォーム補助金の交付の対象となる者は、三世代定住支援補助金の交付の対象となる世帯の構成員のうち、当該リフォーム工事に係る住宅の所有者として登記されている者であって、リフォーム工事の請負契約を締結したものとする。この場合において、交付の対象となる者が2人以上あるときは、代表者1人が申請するものとする。

(住宅取得補助金の交付対象となる取得住宅)

第5条 住宅取得補助金の交付の対象となる取得住宅は、当該住宅の取得に係る新築若しくは増築に係る建築工事の請負契約の締結日又は売買契約の締結日が平成30年4月1日以降のものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 父母又はこれらと同居又は近居をすることとなった祖父母のいずれかの者の名義で所有権の保存の登記をし又は移転の登記を受けた住宅であること。ただし、近居の場合において、子育て世帯の住宅と祖父母世帯の住宅の所有権の登記名義人が同じときは、いずれか1つの住宅を交付の対象とし、同居の場合において、父母及びこれらと同居することとなった祖父母とのいずれかの者の間での売買による所有権の移転の登記をしたものは交付の対象としない。

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。)に基づき適正に建築された住宅で

あること。

(住宅取得補助金の額)

第6条 住宅取得補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 取得住宅の新築若しくは増築に係る建築工事の請負契約の額又は売買契約の額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費の額

2 住宅取得補助金の額は、取得住宅の取得1件につき40万円を上限とする。

(リフォーム補助金の交付対象となる工事)

第7条 リフォーム補助金の交付の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 次のいずれにも該当する住宅に係る工事であること。
 - ア 父母又はこれらと同居をすることとなった祖父母のいずれかの者の名義で所有権の保存の登記をし、又は移転の登記を受けた住宅であること。
 - イ 建築基準関係規定に基づき適正に建築された住宅であること。
- (2) 子育て世帯と祖父母世帯とが同居をするために行った工事であること。
- (3) 父母又はこれらと同居する祖父母のいずれかの者がリフォーム工事の請負契約の締結をしていること。
- (4) リフォーム工事の請負契約の締結日が平成30年4月1日以降であること。
- (5) 市内の事業者(本社、支店又は営業所が市内に存する事業者をいう。)が行った工事であること。
- (6) リフォーム工事に要した経費のうち、次条第1号各号に掲げる工事に係る経費の合計額が10万円以上であること。

(リフォーム補助金の額)

第8条 リフォーム補助金の額は、当該三世帯世帯が同居するための部分に係る住宅のリフォーム工事に要した経費のうち、次の各号に掲げる工事に係る経費の合計額(以下「補助対象経費」という。)に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 増築、改築等の建築工事
- (2) 屋根、雨樋、柱、外壁等の修繕、塗装等の外装工事

- (3) 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
- (4) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
- (5) 電気、ガス等の設備工事
- (6) トイレ、風呂、キッチン等の改修等の給排水工事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合にあっては、この限りでない。

- (1) 三世帯世帯の構成員が自ら行う工事に係る経費
- (2) 住宅と別棟の車庫、物置、納屋等の工事に係る経費
- (3) 門、塀、垣、柵、庭等の外構の工事に係る経費
- (4) カーテン、テーブルコンロ、ベッドその他移動又は取外しが可能な製品の購入又は設置に係る経費
- (5) 家具及び家庭用電化製品の購入又は設置に係る経費
- (6) 国、大阪府又は寝屋川市の住宅の改修に係る他の補助(結婚新生活住宅取得補助金を除く。)を受けた場合は、当該補助の対象となった工事に係る経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として適当でないとする工事

3 リフォーム補助金の額は、40万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第9条 住宅取得補助金の交付を受けようとする者は、当該取得した住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の完了の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、寝屋川市三世帯定住支援補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 三世帯世帯の児童、父母及び祖父母の関係を証明することのできる戸籍全部事項証明書(申請に係る児童が胎児のみであるときは、父母及び祖父母の関係を証明できる戸籍全部事項証明書及び母子健康手帳の写し又は出産予定であることが分かる診断書等の書類)
- (2) 子育て世帯及び祖父母世帯の世帯全員の住民票の写し
- (3) 取得住宅の登記記録の全部事項証明書

- (4) 取得住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し及び領収書の写し
- (5) 誓約書
- (6) 取得した住宅が建築基準関係規定に適合していることを証明する書類
- (7) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (8) 第4条第2項後段の規定により代表者が申請するときは、申請する者を代表者とするについての他の交付の対象となる者の同意書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 リフォーム補助金の交付を受けようとする者は、リフォーム工事の完了の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、寝屋川市三世代定住支援補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 三世代世帯の児童、父母及び祖父母の関係を証明することのできる戸籍全部事項証明書（申請に係る児童が胎児のみであるときは、父母及び祖父母の関係を証明できる戸籍全部事項証明書及び母子健康手帳の写し又は出産予定であることが分かる診断書等の書類）
- (2) 三世代世帯の世帯全員の住民票の写し
- (3) リフォーム工事を行った住宅の登記記録の全部事項証明書
- (4) リフォーム工事の工事請負契約書及び領収書の写し
- (5) 誓約書
- (6) 平面図、立面図その他のリフォーム工事の内容が確認できる書類
- (7) リフォーム工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できるもの
- (8) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (9) 第4条第3項後段の規定により代表者が申請するときは、申請する者を代表者とするについての他の交付の対象となる者の同意書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 市長は、第1項各号又は前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（補助金の交付決定等）

第10条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において住宅取得補助

金又はリフォーム補助金の交付を決定し、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、寝屋川市三世代定住支援補助金交付決定通知書により通知する。この場合において、市長は、三世代定住支援補助金の交付を受けた三世代世帯の構成員のうち、子育て世帯の構成員又は祖父母が交付の決定の日から3年以内に当該取得住宅又はリフォーム工事を行った住宅に居住しなくなったときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、当該補助金を返還することとする条件を付して、当該補助金の交付の決定をするものとする。

2 前項の規定による審査により、住宅取得補助金又はリフォーム補助金の不承認を決定したときは、申請者に対し、寝屋川市三世代定住支援補助金不承認決定通知書により通知する。

3 三世代定住支援補助金は、取得住宅の取得又はリフォーム工事の実績に基づき交付の決定を行い、支払うものであることから、規則第11条第1項の規定による実績報告及び規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定の通知を要しないものとする。

（補助金の支払請求）

第11条 前条第1項の規定による交付の決定を受けた者は、寝屋川市三世代定住支援補助金交付請求書を市長に提出して、交付の決定に係る補助金の支払を請求するものとする。

（補助金の支払等）

第12条 市長は、前条の規定による支払の請求を受け付け、適当と認めたときは、当該請求者に請求に係る補助金を支払うものとする。

（変更の届出）

第13条 三世代定住支援補助金の交付を受けた者は、交付の申請の際に同居又は近居をしている当該子育て世帯の構成員（胎児を含む。）又は祖父母が第10条第1項の規定による交付の決定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までに転居、転出その他の理由により、補助金の交付の対象となった住宅に居住しなくなった場合には、その旨を寝屋川市三世代定住支援補助金変更届により、速やかに市長に届け出なければならない。

（証拠書類の整備）

第14条 三世代定住支援補助金の交付を受けた者は、当該補助に係る収入及び

支出に関する証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 三世代定住支援補助金の交付を受けた者は、市長から前項の証拠書類の提出の指示があったときは、当該証拠書類を速やかに提出しなければならない。

(標準処理期間)

第 15 条 規則第 6 条第 1 項に規定する補助金の交付の決定に係る標準処理期間は、40 日とする。

(補助金の返還等)

第 16 条 市長は、三世代定住支援補助金の交付を受ける者又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、三世代定住支援補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により三世代定住支援補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(委任等)

第 17 条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 都市計画税
- (5) 国民健康保険料
- (6) 後期高齢者医療保険料
- (7) 保育所保育料
- (8) 児童扶養手当返納金
- (9) 水道料金
- (10) 下水道受益者負担金
- (11) 下水道使用料
- (12) 介護保険料
- (13) 老人福祉費負担金
- (14) 生活保護法78条徴収金
- (15) 生活保護法63条返還金
- (16) 生活つなぎ資金貸付金返還金
- (17) 奨学資金
- (18) 住宅使用料
- (19) 幼稚園保育料